

◆公益財団法人高速道路調査会倫理規則

平成24年 4月 1日
高速道路調査会規則第2号

高速道路調査会は、その設立の趣意に基づき、高速道路及び高速道路に関する自動車、燃料等についての経済的、技術的な調査研究を行い、道路及び交通の発達並びに道路交通に関する知識普及に資するとともに、高速道路に関する人材育成並びに新技術の普及及び活用を図り、内外の経済社会の発展に寄与するため、一貫した事業活動を続けてきた。

特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、当法人もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、公益財団法人高速道路調査会（以下「当法人」という。）は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規則を制定し、その普及・定着を図ることとした。

当法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規則の理念が具体的な行動と意思決定に活かされるよう、不断の努力と自己規律に努めなければならない。

（一般原則）

第1条 当法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 当法人は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 当法人は、関連法令及び定款、倫理規則その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第4条 当法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 当法人は、個人情報保護規程に基づき、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(職場環境)

第8条 当法人の役職員は、男女共同参画社会の形成を促進し、安全で働きやすい職場環境の維持につとめ、働きがいを実感できる企業風土の醸成に努めなければならない。

(研 鑽)

第9条 当法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(理事長の役割)

第10条 当法人の事業運営を担う最高責任者たる理事長は、自らの役割としてこの規則の精神を率先垂範し、役職員に対し周知徹底するとともに、そのための実効ある体制の整備に努めるものとする。

2 この規則に反する事態が発生した時は、理事長自らが問題解決に当たり、原因究明及び再発防止に努め、説明責任を果たさなければならない。

(規則遵守の監視)

第11条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置しこの規則の遵守状況を監視する。

(改 廃)

第 1 2 条 この規則の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。